

「被保険者に対する特定保健指導業務」の委託機関の募集について

次のとおり、募集します。

令和6年2月9日

全国健康保険協会和歌山支部

支部長 山田 茂弘

1 公募に付する事項

被保険者に対する特定保健指導業務委託（令和6年度 拠点型業務委託）

2 委託業務概要

全国健康保険協会和歌山支部における被保険者に対する特定保健指導について、和歌山県内に特定保健指導の実施が可能な拠点（健診機関、事業所、店舗等）を有する健診機関及び事業者等に、当該拠点における特定保健指導業務を委託するもので、「被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領（拠点型業務委託）」に基づくものとします。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマークもしくはそれに準ずる内容を業者独自の規約等で定めていること。
- (9) 「被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領（拠点型業務委託）」2受託要件を満たしていること。

5 契約候補者の選定方法

「仕様書」等に基づき提出された実施計画書等について評価を行い、企画内容の評価が優れた者

全てを契約候補として選定する。

6 仕様書等を配付する日時及び場所

(1) 日時 令和6年2月9日(金)から令和6年2月26日(月)12時00分まで

(2) 場所 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階

(※郵送又は和歌山支部で配付)

全国健康保険協会和歌山支部 保健グループ 担当：青木

電話 073-435-0224

7 募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話またはFAX(A4様式自由)にて受け付ける。

(1) 受付先 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階

全国健康保険協会和歌山支部 保健グループ 担当：青木

FAX 073-421-3116

(2) 受付期間 令和6年2月26日(月)12時00分まで

(3) 回答 令和6年2月27日(火)17時00分までに電話又はFAXにて回答する。

8 企画書等の提出期限

(1) 提出期限 令和6年3月1日(金)17時00分まで

(2) 提出先 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階

全国健康保険協会和歌山支部 保健グループ 担当：青木

電話 073-435-0224

(3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。

郵送の場合は上記(1)の期限を必着とする。

9 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する予定である。

実施予定日：令和6年3月7日(木)

※ZOOM利用によるオンライン形式で実施予定

※実施する場合は、提出期限後に別途、連絡する。

10 評価結果通知

評価結果通知は、令和6年3月18日(月)までに、企画書を提出した全ての事業者に対して評価結果の通知を行う。

11 企画書の無効

本公告に示した参加資格を満たさない者、その他の参加資格の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

12 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨
- (2) 詳細は、「仕様書」等による
- (3) 契約書の作成 要

【本件担当、連絡先】

住所 〒640-8516

和歌山市六番丁5 和歌山六番丁 801 ビル3階

全国健康保険協会和歌山支部

担当：保健グループ 青木 電話 073-435-0224

FAX 073-421-3116